

水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題・影響 (最終とりまとめ)

- 6月に行った中間取りまとめを用いて、主産県を中心に各県の農業者や関係団体等との間で意見交換（キャラバン）を実施するとともに、7月末までに各都道府県から提出のあった意見を踏まえて、今回の最終取りまとめを行った。
- 複数の地域や関係者から提起されるなど、各県共通の課題として対応が必要なものを「●」として整理。各都道府県等からの主な意見を「・」として列記。

1. 5年間で水張りを行う農地を交付対象水田とすることについての課題

R4. 9. 29

主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）

(1) 災害復旧・基盤整備事業

- 災害によって用水供給設備等が壊れ、現状では水張りが困難な農地がある。
- 基盤整備事業を実施中又は計画中であり、今後5年間では水稲作付けが行えない農地がある。

- ・ 基盤整備を理由に水張りが困難となる期間は、5年間のカウントから除外して欲しい。
- ・ 被災農地の基盤整備事業を実施中で、令和8年度の水稲作付け時期までに完了しない。

(2) ブロックローテーション

- そば、大豆、野菜、牧草など品目によっては、水張りが可能な農地であっても収量や品質の低下などブロックローテーションに馴染まないものがある。

- ・ 湿害に弱いそばを組み入れたブロックローテーションには懸念がある。
- ・ 稲と転換作物とのブロックローテーションを行うと、窒素過多で高タンパクとなり、米の食味が低下する。
- ・ そばや大豆など連作障害を抑制できている農地でもブロックローテーションが必要なのか。
- ・ 連作障害に強く、5年程度の連作が可能なネギを田に作付けている。

- 6年以上の間隔で輪作体系を組んでおり、今後5年間では水稲作付けを行う予定がない。

- ・ 水稲を含めた6年での輪作体系を適正な輪作体系として推奨していることから、水稲作付サイクルを6年間に延長して欲しい。

（３）水張りの確認

●水稲以外に「水張り」を行う品目をどう扱うのか。

- ・水田におけるヒエの栽培は「水張り」に該当しないのか。
- ・レンコン畑は「水張り」に該当しないのか。

●水稲作付けではなくとも、別の方法で水張りができれば水田機能があることを示すことができるのではないか。

- ・畦畔や用水路があれば水張りをせずとも交付対象水田として維持できるようにできないか。
- ・地下灌漑設備のある農地の扱いはどうなるのか。
- ・調整水田も水張りとして認めて欲しい。
- ・排水対策のために耕盤を壊している場合、水稲を生産できる状態に戻すのは不可能又は時間を要する。

（４）その他交付対象水田の扱い

- ・畑地化した後に耕作者が変わった場合、交付対象水田に戻すことができないか。
- ・有機JAS認証を得ている農地について、有機以外を作付けした場合には再度認証を得るまで3年間要するため、ブロックローテーションすることが難しい。
- ・水稲育苗ハウスが建設される農地について、区画整理時に支障を来さないよう特例的に交付対象水田として維持できるようにできないか。
- ・対象農地確認等に係る地域農業再生協議会の事務的負担が増加する。

2. 今回の措置に伴う影響と課題

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
①畑地化の取組	<ul style="list-style-type: none">● 現行の畑地化支援では不十分で、畑地化に踏み切れない。高収益作物の畑地化には手厚い支援があるが、その他の作物への支援は不十分。<ul style="list-style-type: none">・ 畑地化／交付対象水田から除外されても所得が減少しないよう、水田政策の代替となる新たな支援措置を講じて欲しい。・ 畑地化支援について複数年に分けた交付にできないか。・ 畑地化支援の交付単価を増額できないか。・ 令和6年度以降も畑地化支援の交付金を継続して欲しい。・ 子実用とうもろこしは、必要な労働時間が短く、新たな転換作物として検討したいが、畑地化すると支援が受けられない。
②牧草関係	<ul style="list-style-type: none">● 交付金の対象外となれば、牧草の経営が成り立たず、粗飼料の安定供給の継続ができなくなる。<ul style="list-style-type: none">・ 畑地化して交付対象外となったとしても、飼料生産への支援対策を講じて欲しい。・ 何十年も牧草を作って来て、今更水張りできない。・ 畜産農家の粗飼料購入の負担が増加する。

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
③土地改良関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付対象水田から除外されれば、賦課金（水利費）の支払が困難となり、水利施設の維持管理や土地改良区の運営に影響が出る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑地化して土地改良区の地区から除外した場合、土地改良区に決済金を支払う必要がある。また、決済金は改良区によってバラバラである。 ・ 畑地化が進んでも、水利施設の維持管理に支障が生じないように、また残される水田作の農業者の負担が増えないようにしてほしい。 ・ 畑地化に伴って、受益に見合った土地改良区の水利費や賦課金の見直しを行うことが必要。 ● ブロックローテーションや畑地化を進めるには、暗渠排水等の基盤整備事業を進めることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水張り面積が増えた場合、用水不足や水路等インフラが対応できるか懸念。 ・ 地域の一部で畑地化された場合、その後の基盤整備に支障が出る。 ・ 不要となった施設が発生した場合、撤去費用が発生する。 ・ 水張りをするために新たな設備や基盤整備が必要であり、費用負担が大きい。
④中山間地域関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 中山間地域の条件不利農地を守るために耕作していたが、交付金が出なくなれば誰も引き受けず、離農や耕作放棄地が増加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域など日本の農業の特徴を踏まえた支援をお願いしたい。 ・ 条件不利農地を守るための支援を考えて欲しい。 ・ 畑に転換すると中山間直払の畑の傾斜基準が適用され、交付の対象から外れる。 ・ 地域農業全体への影響が生じ、コミュニティを維持することができなくなる。 ・ 中山間地域で畑地化を進めると水田の多面的機能を維持することが困難になる。

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付対象外となり、交付金収入が無くなると、経営が成り立たない。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 交付対象外となれば中山間地域での大豆やそば等の生産が困難になる。 ▪ 園芸団地などの整備にあたっては交付金も計算に入れて投資をしてきており、対象外になると返済が難しくなる。 ▪ 畑地化や大豆生産のためには大型機械の導入が必要であり助成措置・予算確保をお願いしたい。 ● 交付金が無くなると、農地の集積・集約化が進まなくなる。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 交付対象水田から除外された農地は担い手が引き受けず、離農が進んで農地の引き受け手もいなくなり耕作放棄地が増える。 ▪ 交付対象水田から除外されると農地の評価額・資産価値が下がる。 ▪ 借手がなく自己保全管理をしており、水稻作付されずに交付対象外となれば耕作放棄地になる。

令和5年度予算概算要求②

水田農業の高収益化の推進 <一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。**

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「**推進計画**」の**策定・改定に資する取組を支援**します。

2. 技術・機械等の導入支援

「**推進計画**」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「**推進計画**」に位置付けられた産地における**以下の取組を支援**します。

- ① **高収益作物の新たな導入**（2万円（3万円※1）/10a×5年間）
 - ② **高収益作物による畑地化**（17.5万円※2/10a）
 - ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a）
- ※1 加工・業務用野菜等の場合
※2 令和5年度までの時限単価

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「**推進計画**」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**畑地化・汎用化等を支援**します。

- ① 「**推進計画**」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| （1、2①②の事業） | 農産局園芸作物課 | （03-6744-2113） |
| （2③の事業） | 農産局果樹・茶グループ | （03-3502-5957） |
| （1、2①の事業） | 畜産局飼料課 | （03-3502-5993） |
| （2②の事業） | 経営局経営政策課 | （03-6744-2148） |
| （3の事業） | 農産局企画課※ | （03-3597-0191） |
| （4の事業） | 農村振興局設計課 | （03-3502-8695） |

※プロジェクトの窓口を担当

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

- ・時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業（17億円の内数）
- ・畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（9億円の内数）

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後も計画の実現をフォローアップ

承認・支援

策定・提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（17億円の内数）
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（9億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（164億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（25億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（64億円の内数）

3. 高収益作物の導入・定着支援

- 〔水田活用直接支払交付金のうち畑作物本化作化推進助成（3,460億円の内数）〕

4. 生産基盤の整備

- ①：農業競争力強化基盤整備事業（3,933億円の内数）、農地耕作条件改善事業（294億円の内数）等
- ②：農業競争力強化基盤整備事業（3,933億円の内数）

麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト

【令和5年度予算概算要求額 100(100)百万円】

(令和3年度補正予算額 3,250百万円)

<対策のポイント>

麦・大豆の需要を捉えた生産の推進により国産シェアを拡大するため、作付けの団地化やブロックローテーション、営農技術の導入、農業支援サービスの活用等による産地の生産体制の強化を支援します。併せて、作柄変動の大きい国産麦・大豆の供給を安定させるため、民間保管施設の整備や一時保管により安定供給体制を確立します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

○ 小麦生産量の増加 (76万トン→108万トン) ○ 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万トン→23万トン) ○ 大豆生産量の増加 (21万トン→34万トン)

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 生産体制強化

麦・大豆産地生産性向上事業

作付けの団地化・ブロックローテーションの推進と営農技術の新規導入と併せて農業支援サービス等も活用した省力化の推進により、生産性の向上や環境に配慮した営農に向けて、技術の新規導入を図る先進的な麦・大豆産地の取組に対し、ソフト・ハード両面から支援します。

2. 需要に応える供給の実現と国産の利用拡大

① 麦・大豆保管施設整備事業

国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設の整備や、保管施設の整備と一体的に行う処理加工施設及び乾燥調製施設の整備を支援します。

② 麦類供給円滑化推進事業

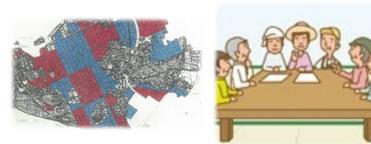
国産麦の供給を円滑化するための一時保管を通じた安定供給体制の構築を支援します。

③ 麦・大豆利用拡大推進事業

国産麦・大豆の利用拡大に向け、商品開発、マッチング等を支援します。

1. 生産体制強化

作付けの団地化推進



作付けの団地化推進に向けた話し合い等の必要経費を支援 (定額)

営農技術の導入・畑地化実証支援



営農技術の導入や畑地化に向けた栽培実証を支援 (定額)

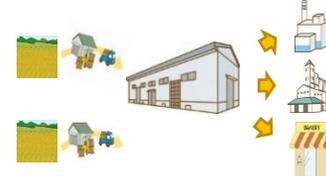
施設整備・機械導入



生産性向上に必要な施設・機械導入等を支援 (1/2以内)

2. 需要に応える供給の実現と国産の利用拡大

安定供給



保管施設の整備に向けた支援 (1/2以内)

利用拡大

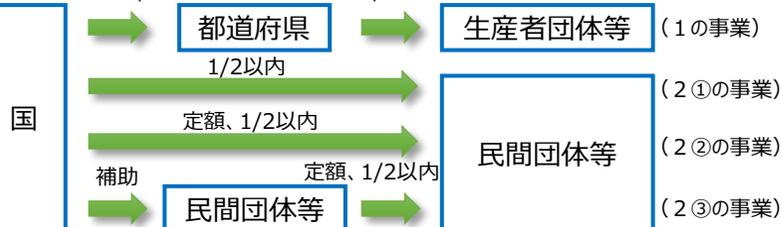


国産麦・大豆の商品開発等を支援 (定額、1/2以内)

<事業の流れ>

交付、1/2以内

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】

(1、2①③ (大豆) の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
(2②③ (麦) の事業) 貿易業務課 (03-6744-9531)